

習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第10回習志野市農業委員会総会は令和5年10月5日（木曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分
2. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席0名
(委員氏名)

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会長 三代川 彦博 会長職務代理者 村山 茂男
3. 議事録署名人
5番 櫻井 茂雄 8番 廣瀬 克久
4. 総会に付した議件
議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
5. 報告案件
報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 3 号 農地転用事実に関する照会書について
6. 議案審議結果
上 程 1件 承認 1件
7. 閉会時間 午前9時30分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>つい最近まで熱中症に気をつけてくださいと申し上げておりましたが、今日この頃は、朝晩だいぶ肌寒くなってまいりました。</p> <p>インフルエンザ等の流行で、学校での学級閉鎖などもあり、皆さまも健康管理には、十分気を付けていただきたいと思います。</p> <p>そして、この16名で行う総会も、本日で最後の開催となります。ご卒業されます委員の皆様方には大変お世話になりました。</p> <p>これからも、この経験を活かされまして、良きアドバイスをいただけましたら幸いです。</p> <p>また、10月10日には、新たな農業委員16名の辞令交付式と臨時総会が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、令和5年第10回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会総会の開催に当たりましては、これまでどおり、市の指示事項に応じた対策で開催いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>本日は、欠席される旨のご連絡はありません。</p> <p>よって、農業委員16名、全員の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>5番、櫻井 茂雄委員、8番、廣瀬 克久委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は1件、報告件数は3件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この度、農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出がありましたので許可について、審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、藤崎一丁目の農地11筆であり、合計面積は1,625平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、売買による所有権移転であります。</p>

事務局	3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりであります。 説明は、以上です。
議長	ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、詳細説明 ……
議長	事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、現地調査をした江口 勝洋委員から、申請地の状況について報告願います。
江口(勝)委員	はい。綺麗に営農されており、何ら問題は無いと思います。
議長	江口委員、ありがとうございました。 それでは、これより議案第1号についての審議に入ります。 ご質問の有る方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可とすることに賛成の方は、挙手願います。 はい、ありがとうございました。 全員賛成により、議案第1号は、許可することに決しました。 事務局は、本案件について申請者に許可書を速やかに発行してください。 以上で審議案件は、全て終了となります。 次に、報告事項に入ります。 報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知です。

議 長	<p>事前に総会資料を配布し、目を通していただいていると思いますが、質問等の有る方は、挙手願います。 事務局は、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第3号ですが、農地転用事実に関する照会書についてです。 事務局は、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 無いようでしたら、以上を持ちまして、令和5年第10回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>